

前橋市緊急通報システム事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

前橋市緊急通報システム事業業務委託について提案を募集します。

業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な委託事業者を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨・目的

健康状態や身体状態若しくは日常生活動作に支障がある高齢者および定期的に安否の確認が必要な高齢者の自宅および高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する入居者の自宅に緊急通報システムを設置する。緊急時においては、救急搬送手配や協力者への連絡等の必要な対応を速やかに実施する。また、高齢者からの各種相談に応じ、定期的に安否確認を行い、高齢者が安心して在宅生活を維持できるよう支援する。

2 業務の内容

業務の内容については、別紙仕様書を参照してください。

3 予算額

令和8年度 11,000千円（10月1日から3月31日まで）
（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
なお、契約時の予定価格ではないので留意すること。

4 契約期間・履行期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで
地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約である。

5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。

- (3) 本市の令和 8・9 年度前橋市物品購入等及び役務業務競争入札参加資格の申請を行い、資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた品目に「(大分類) 医療福祉 (小分類) 福祉サービス業またはその他の医療福祉」または「(大分類) その他 (小分類) その他の業務」が含まれていること。
- (4) 前橋市暴力団排除条例 (平成 23 年前橋市条例第 38 号) に規定する暴力団員等 (地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号の規定に該当する者を除く。) でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第 2 条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第 2 条の規定による指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てをしている者 (会社更生法第 199 条第 1 項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。) でないこと。
- (7) 審査終了後、令和 8 年 10 月 1 日までに、現利用者 (約 650 名分) の運用開始準備が可能であること。

6 スケジュール

プロポーザル公告日	令和 8 年 7 月 3 日 (金)
プロポーザル実施要領・仕様書の公表	令和 8 年 7 月 3 日 (金)
質問受付期間	令和 8 年 7 月 3 日 (金) ～令和 8 年 7 月 22 日 (水)
応募受付期間	令和 8 年 7 月 3 日 (金) ～令和 8 年 7 月 31 日 (金)
質問への回答期限	令和 8 年 7 月 24 日 (金)
審査	令和 8 年 8 月 27 日 (木)
審査結果通知送付予定日	令和 8 年 9 月 2 日 (水)

7 質問受付及び回答

質問受付期間	令和 8 年 7 月 3 日 (金) ～令和 8 年 7 月 22 日 (水)
質問様式	別紙質問票 (様式 1)
提出方法	メールで別紙 (様式 1) を添付し、提出してください。 件名のはじめに『地域支援係あて質問：緊急通報システム事業』と記載してください。
提出先	前橋市長寿包括ケア課

メールアドレス：chouju@city.maebashi.gunma.jp
質問回答 令和8年7月24日（金）までに前橋市ホームページより
随時掲載します。

8 応募の手続き等

「5 応募資格」をすべて満たし、本プロポーザルに応募する者は、次のとおり応募書類一式を提出してください。

(1) 応募書類の提出について

- ① 受付期間 令和8年7月3日（金）～令和8年7月31日（金）
正午まで（必着）
- ② 提出方法 あらかじめ前橋市長寿包括ケア課地域支援係へ電話連絡の上、前橋市長寿包括ケア課（前橋市役所2階35番窓口）へ応募書類一式を持参もしくは郵送にて提出してください。
直通電話番号：027-898-6275

(2) 提出する書類

指定の様式を用いて作成してください。ただし、様式を自由とする書類であっても、サイズはA4版の両面印刷で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合には片面印刷でA4サイズに折込をすること。

下記①～③については1部、④～⑨については5部提出してください。

- ① 応募申請書
様式2を用いてください。
- ② 誓約書
様式3を用いてください。
- ③ 応募資格および仕様書要件適合評価表
様式4を用いてください。
- ④ 業務実施体制申告書
様式5を用いてください。
- ⑤ 企画提案書
様式は自由とします。（仕様書の業務内容・概要を網羅していること）
- ⑥ 見積書（内訳明細書を含む）
様式は自由とします。ただし、機器一式あたりの費用が分かるよう記載してください。利用者650名の想定とし、年額、総額についても見積を提出してください。いずれも税抜き金額を記載してください。
- ⑦ 事業者のパンフレットやリーフレット
企画提案応募者の概要を説明したもの。

⑧ 事業報告書、決算書

様式は自由とします。

直近2事業年度のもの。

⑨ 個人情報保護に関する社内規定

定めている場合は、提出してください。

様式は自由とします。

※上記①～⑨の他に、審査、選考上、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 提出書類の取り扱い

① 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはありません。

② 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

③ 費用について

応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

④ 公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

⑤ 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

⑥ 辞退

応募申請後、応募を辞退する際は前橋市長寿包括ケア課地域支援係へ電話連絡の上、辞退理由を記載した辞退届(様式6)を前橋市長あてに、速やかに提出してください。

9 審査

提出された書類及び企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を実施し、その結果最も優れた企画提案を提出した事業者を、契約の優先交渉権者として決定し、交渉を行います。

(1) 審査(プレゼンテーション等審査)

提案者からのプレゼンテーション及びヒアリング(質疑応答)を行います。なお、使用する資料は提出された企画提案書を用いることとします。

- ① 日 時 令和8年8月27日（木）
- ② 審査方法 プレゼンテーション及びヒアリング（配点100点）
- ③ 審査結果通知送付予定日 令和8年9月2日（水）
審査を受けた事業者すべてにメールにて通知します。

（2）選定審査委員会

選定に当たっては、選定審査委員会を設置し、委員会が次の審査基準に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、契約の優先交渉者を選定します。

（3）審査内容

- ① 業務運営の理念
本業務に対する運営の理念が、委託事業者として適しているか
また、意欲や熱意が感じられるか。
- ② 安定的な運営
事業者の規模、経営状況等から、安定した業務運営が期待できるか
また、類似の業務等の実績が豊富であるか。
- ③ 仕様書適合性
業務内容や機器・人員体制等が、仕様書の要件を満たしているか
また、仕様書に基づく運営が適切に行われる見込みがあるか。
- ④ コストパフォーマンス
委託経費の設定額は妥当であるか
また、事業をより有効かつ適正に運営するための効果的な提案がなされているか。

なお、次に該当する応募は失格とします。

- ・ 資格要件を欠くもの
- ・ 提出書類に虚偽のあったもの
- ・ 提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ・ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
- ・ 契約を履行することが困難と認められる場合
- ・ 審査に参加しなかった場合
- ・ その他選定に係る不正行為があったもの

（4）契約候補者の決定方法

- ① 提出された企画提案書等を審査し、総合得点が最も高い者を優先交渉者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、審査委員の多数決にて優先交渉権者を選定します。多数決が同数の場合には、委員長が決めます。

- ③ 提案者が 1 者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、全審査員の総得点の 60%以上の得点を得られなかった場合は、優先交渉者として選定しない。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、すべての応募者にメールにより通知するとともに、前橋市ホームページにおいて公表します。時期は、令和 8 年 10 月以降を予定しています。

(6) その他留意事項

① 応募団体に関する実地調査

選定審査委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。

② 選定審査委員との接触

応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

10 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は前橋市との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 業務により作成された成果品に関するすべての権利は前橋市に帰属します。
- (4) 契約保証金は免除とします。(前橋市契約規則第 22 条第 1 項第 7 号)

11 別添資料等

- (1) 前橋市緊急通報システム事業業務委託仕様書(案)
- (2) 様式 1～6

12 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町 2-12-1

前橋市 福祉部 長寿包括ケア課 地域支援係
担当 山崎・斉藤

電話番号 027-898-6275

FAX 0 2 7 - 2 2 3 - 4 4 0 0

Email : chouju@city.maebashi.gunma.jp